医学部履修要項（令和２年度以降入学者用）

授業科目（ユニット）等

第１条　医学部各学年において履修する授業科目（ユニット）および科目数（ユニット数）は別表のとおりとする。

２　授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

３　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

選択科目

第２条　選択科目については履修科目届を所定の期日までに、学務課に提出しなければならない。履修科目届提出後の科目の変更および取り消しは認めない。

実習・演習

第３条（第１学年）

実習および演習については、原則として、各科目の総時間数の 4/5 以上出席しなければその科目の成績を０点または不合格とする。

２　病気、その他やむを得ない理由により出席できなかった場合は担当教員に申し出ればその科目の実習・演習を補うことがある。

３　実習・演習の成績は、態度、技能、レポート、筆答・口頭試問・実地試験等を総合して判定する。

第４条（第２学年・第３学年・第４学年・第５学年・第６学年）

実習および演習については当該科目の時間数の 4/5 以上出席しなければ当該学年の評点を与えない（第２学年の臨床医学総論ブロックについては除く）。

２　病気や忌引きその他やむを得ない理由により規定時間数以上の出席が満たされなかった場合は、その旨を学務課に申し出れば当該教授会の議を経てその科目の実習を補うことがある。

３　実習および演習ユニットの成績は、態度、技能、レポート、口頭試問、小テスト等を総合して決定する。

定期試験等

第５条（第１学年）

試験には定期試験、臨時試験、追試験、再試験がある。

２　定期試験は各学期末に行う。定期試験の他に臨時試験を行うことがある。

３　１学年の出席については、全授業終了後に集計を行う。各科目の総時間数の 2/3 以上出席しなかった者には定期試験の受験資格を与えない。ただし実習・演習は除く。

４　試験の方法は、筆答・口頭試問・実地・レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

５　各試験の成績は 100 点満点とし、60 点以上を合格とする。合格した者にはその単位を与える。１科目を２名以上の教員が分担する科目の成績については、その科目の担当者の協議によって決定する。

６　定期試験の日程は試験の開始日の１週間前までに公示する。

７　病気や両親、兄弟姉妹、祖父母の忌引などやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者は、速やかに欠席届に理由を明記し、事務課に提出しなければならない。

８　前項の理由に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。

９　追試験の受験者は当該科目試験欠席届、診断書等および追試験願を指定した期日までに事務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。

10　定期試験およびその追試験を受験できなかった場合は、その試験の成績を０点とする。

11　追試験の成績はその得点の 80%とする。ただしインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症による欠席や忌引で欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高得点は各科目の最高点の 90%とする。

12　不合格科目の再試験は、後期定期試験後の判定で取得科目数が所定の科目数の 60%以上、あるいは所定の科目の総得点が合格基準点の総和以上の何れかに該当した者について所定の時期に行う。

13　再試験の受験者は、指定した期日までに再試験願を事務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。

14　再試験の追・再試験は行わない。

第６条（第２学年・第３学年・第４学年）

各科目の定期試験は以下の通り行う。定期試験のほかに臨時試験を行うことがある。第２学年、第３学年および第４学年における定期試験はブロック単位とし、各ブロックについて行う。

１）第２学年の定期試験は、人体の成り立ちと機能のブロックⅠ～Ⅳにおいては、前期末に行い、それ以外のブロックについては、ブロック終了毎に行う。

２）第３学年・第４学年の定期試験は、ブロック終了毎に行う。

２　試験の方法は筆答、口頭試問、レポート提出等であり、これらは併用実施することがある。

３　試験の監督は当該科目あるいは当該ブロックの担当教員およびその教員の委嘱した者が行う。

４　定期試験の日程は試験開始日の１週間前までに公示する。

5　病気や忌引きなどやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった第２学年、第３学年および第４学年の者に対して所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。
6　追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
7　追試験の成績はその得点の 80%とする。ただし、定期試験をインフルエンザ等の学校保健安全法で定められた感染症で学校の指示により欠席した場合、または忌引きで欠席した場合の追試験の得点はその得点とするが、最高点は各科目の最高点の 90%とする。
8　定期試験および追試験を受験できなかった場合は、当該試験の成績を０点とする。

成績判定

第７条　第１学年における各科目の成績判定は、定期試験、追試験、再試験、その他の評価資料を用いてシラバスに記載された評価方法に基づいて行う。
2　再試験で合格した場合の点数は、 60 点とする。
3　第２学年、第３学年および第４学年（前期）における成績は評点をブロック単位とし、定期試験その他各種資料に基づいて決定し、各ブロックの合格基準点(原則 60%)以上の得点をもって当該ブロックのユニットを一括して合格とする。
4　第４学年（後期)、第５学年、第６学年（前期）における臨床実習における成績は、実習評価点の合格基準点以上の得点をもって合格とする。また、合格基準については別に定める。
5　第４学年（後期)、第５学年、第６学年（前期）における演習の成績は、当該科目の合格基準点以上の得点をもって合格とする。各科目の合格基準については別に定める。
6　第５学年における成績は、本条第２項、第３項の実習成績、演習成績と、臨床総合試験の合格基準点（原則 60%）以上の得点をもって合格とする。
7　最終判定は試験委員会の議を経て教授総会において行う。
8　学業成績の評価は、S（90 点以上)、A（80 点以上 90 点未満)、B（70 点以上 80 点未満)、C（60 点以上 70 点未満)、D（60 点未満）の５種類及び合、否の２種類とし、S、A、B、C 及び合を合格、D 及び否を不合格とする。

再試験等

第８条　第２学年、第３学年および第４学年における不合格ブロックの再試験は、該当する者全てについて行う。
2　第５学年については、臨床総合試験の結果不合格になった場合、再試験を行う。
3　再試験の追・再試験は行わない。
4　再試験の受験者は再試験願を学務課に提出しなければならない。再試験の受験者には受験料を課する。
5　再試験で合格した場合の点数は、定期試験の当該ブロック・科目の合格基準点とする。
6　第２学年、第３学年および第４学年の実習及び演習ユニットの成績結果については第８条の第１項を適用しない。

共用試験（CBT)・共用試験（OSCE)

第９条　第４学年は、共用試験（CBT)・共用試験（OSCE）を行う。
2　共用試験（CBT)・共用試験（OSCE）の受験者には受験料を課する。
3　病気などやむを得ない事情により、共用試験（CBT)・共用試験（OSCE）を受験できなかった者について、所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。
4　追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
5　共用試験（CBT)・共用試験（OSCE）を不合格になった者について、所定の期日に再試験を行う。再試験の追・再試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。再試験の受験者には受験料を課する。
6　共用試験（CBT)・共用試験（OSCE）の成績結果については第８条の第１項を適用しない。

診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）

第 10 条 第６学年は、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）を行う。
2　診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）の受験者には受験料を課する。
3　病気などやむを得ない事情により、診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）を受験できなかった者について、所定の期日に追試験を行う。追試験の追試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。
4　追試験の受験者は当該試験欠席届および追試験願を学務課に提出しなければならない。追試験の受験者には受験料を課する。
5　診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）を不合格になった者について、所定の期日に再試験を行う。再試験の追・再試験は行わない。ただし、合格基準は別に定める。再試験の受験者には受験料を課する。

進級・卒業

第 11 条（第１学年）
学年末において、履修すべき必修科目（選択必修科目を含む）のすべてに合格した者は進級とする。

2　第５条第 12 項による再試験受験資格のない者は留年とする。
3　不合格科目に対する再試験のすべてに合格すれば進級とする。
4　再試験の結果、不合格科目のある者は留年とする。
5　合否判定科目の不合格者は留年とする。
6　留年者は全科目を再履修しなければならない。ただし、選択科目は前年度履修した科目を変更することができる。

第 12 条（第２学年・第３学年・第４学年・第５学年・第６学年）
その学年の所定の科目あるいはブロックのすべてに合格した者、または不合格科目あるいは不合格ブロックの再試験にすべて合格した者は進級とする。
2　第２学年、第３学年および第４学年の実習および演習ユニットの不合格者は留年とする。
3　再試験受験資格のない者、および再試験の結果不合格科目あるいは不合格ブロックがある者は留年とする。
4　第４学年については各ブロック定期試験、共用試験(CBT)・共用試験(OSCE)および第４条に従って履修科目のすべてに合格した場合に進級とする。
5　第５学年については臨床総合試験、および第４条に従って履修科目のすべてに合格した場合に進級とする。
6　留年者は全科目あるいは全ブロックを再履修しなければならない。

第 13 条（席次）
各学年の進級に際し、成績判定および卒業判定結果にもとづき席次を付する。
2　第２学年、第３学年の席次については定期試験の総点に基づき決定する。
3　第４学年の席次については、前期定期試験、共用試験(CBT)の総点に基づき決定する。
4　第５学年の席次については、臨床実習の評価点と臨床総合試験の総点に基づき決定する。
5　第６学年の席次については、卒業試験と臨床実習の評価点の総点に基づき決定する。

第 14 条（全学年）
同一年次に２年を超えて在学することはできない。なお、当該年数に休学期間は算入しないが、休学期間は通算して６年を超えることはできない。

第 15 条（卒業判定）
卒業試験は第６学年に行う。
2　第６学年については診療参加型臨床実習および診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）に合格した者に卒業試験を受験する資格が与えられる。
3　卒業の判定は診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験（Post-C.C. OSCE）の合否および第６学年の卒業試験の成績をもって、卒業見込、卒業保留、留年を決定する。
4　卒業保留者については、卒業試験と同等の再評価試験に合格すれば、卒業資格を与える。

その他
第 16 条 進級並びに卒業決定等の重要事項および特例に関しては当該教授会において審議し決定する。

附則１　この要項は平成 24 年４月１日から適用する。
2　この改正要項は、平成 25 年４月１日から適用する。
3　この改正要項は、平成 28 年４月１日から適用する。
4　この改正要項は、平成 29 年４月１日から適用する。
5　この改正要項は、平成 30 年４月１日から適用する。
6　この改正要項は、令和２年４月１日から適用する。
7　この改正要項は、令和３年４月１日から並びに令和３年度２年次履修者から適用する。
8　この改正要綱は、令和４年４月１日から適用する。
9　この改正要綱は、令和５年４月１日から適用する。
10　この改正要綱は、令和６年４月１日から適用する。
11　学生の履修について、学則およびこの要項に定められていない事項は教授会の議を経てこれを定める。
12　この要項の変更は教授総会の議を経て行う。

医学部履修要項解説

１．進級について

第１学年

<table>
<tr><td rowspan="5">定期試験</td><td rowspan="2">合格科目数</td><td>全科目合格</td><td>進級※</td></tr>
<tr><td>対象科目数６割以上</td><td rowspan="2">（合格科目数と総得点のどちらかが該当する場合）
再試験受験資格あり</td></tr>
<tr><td>総得点</td><td>総得点６割以上</td></tr>
<tr><td>合格科目数</td><td>対象科目数６割未満</td><td rowspan="2">（不合格科目数と総得点が両方該当する場合）
留年</td></tr>
<tr><td>総得点</td><td>総得点６割未満</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再試験</td><td rowspan="2">不合格科目数</td><td>０</td><td>進級※</td></tr>
<tr><td>１以上</td><td>留年</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門科目
演習・実習</td><td rowspan="2">不合格科目数</td><td>０</td><td>進級※</td></tr>
<tr><td>１以上</td><td>留年</td></tr>
</table>

※進級には実習・演習科目を含む全科目合格が必要